

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 39 年 9 月  
②昭和 46 年 3 月

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。当時、国民年金保険料を納付組織を通じて夫婦で納付しており、妻が納付済みとなっているのに自分が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 36 年 4 月 1 日に国民年金に加入して 39 年 8 月まで保険料を納付し、39 年 9 月からは A 共済組合に加入していた。しかし、平成 11 年 7 月 21 日に昭和 38 年 9 月 1 日資格取得、39 年 9 月 1 日資格喪失の厚生年金保険の記録が見つかり年金記録の統合処理が行われ、その過程で、39 年 9 月分が新たな国民年金の納付対象期間として発生したものである。（国民年金について、資格喪失と同月である昭和 39 年 9 月 1 日資格取得の記録が追加されたため。）したがって、申立期間①の未納は、平成 11 年 7 月以降に発生したもので、申立期間当時は国民年金の納付義務は無く、当時、国民年金保険料を納付したとは認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間を除き、国民年金、厚生年金保険、共済組合に加入し、保険料をすべて納付しており、厚生年金保険等との切替手続も適切に行われている。また、申立人は、申立人の妻と共に納付組織で国民年金保険料を納付したとしているが、一緒に納付し

たとする妻は、申立期間を含む全期間、国民年金保険料を納付しており、申立人だけが、申立期間②について、未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月30日から同年10月1日まで  
社会保険庁の記録では厚生年金保険の資格喪失日が昭和50年9月30日となっているが、異動となったのは同年9月30日付であるため、資格喪失日は同年10月1日である。会社も届出誤りを認めているので資格喪失日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録及びB社の回答書により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和50年9月30日にA社からC社(現在は、B社)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所に保管されている厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って昭和50年9月30日と届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から平成9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から平成9年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。時期ははっきり記憶していないが、妻が申立期間の保険料を自分と妻の分を併せて30～40万円、市役所で納付したはずである。未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、保有する国民年金手帳の発行日から平成9年12月22日とみられ、申立人の妻も同日に手続が行われている。

このため、その時点で申立期間の大半（昭和60年2月から平成7年10月まで）は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人によれば、納付当時の状況として、年ははっきりしないが、冬に市役所の窓口で2回ぐらいに分けて合計で40万円ぐらいを納付したとしている。一方、社会保険庁の記録では、①平成10年1月12日に9年4月から同年7月までの保険料を、②10年2月12日に9年8月から同年12月までの保険料を納付した記録が残っており、この2回にわたる保険料納付に係る夫婦二人分の保険料の合計は23万400円となる。これは、申立内容における納付時期（季節）及び納付回数と一致しており、納付金額はやや相違するものの、市役所で納付したという点も踏まえると、申立人の記憶は、加入手続後にさかのぼって納付した現年度保険料に係るものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料をすべて納付した場合、2人併せて約260万

円となり、申立ての金額とは大きく相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から61年12月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。夫が会社を退職した昭和57年6月にA市役所で一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきた。夫は納付済みとなっているのに自分は未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格取得届は平成元年2月18日に届出されたとの記載があるほか、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのも同月であることから、この時期に国民年金加入手続が行われたものと考えられ、元年2月時点で申立期間は既に時効により納付することはできない。また、申立人の国民年金の納付記録をみると、国民年金加入手続をした際に、時効未到来の昭和62年1月以降の保険料を納付したものと考えられる。

さらに、申立人は、その夫と一緒に昭和57年6月に加入手続を行ったとしているが、夫の国民年金手帳記号番号は57年6月ごろ払い出されている一方、その前後の番号を確認しても申立人のものは無く、一緒に手続を行った状況はうかがえない。

加えて、申立人によれば、昭和55年ごろから平成2年2月ごろまでA市の同じ住所で居住していたとしており、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的

に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から46年12月までの期間及び48年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年4月から46年12月まで  
②昭和48年1月

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。いずれの期間も（当時の）夫（以下同じ。）が加入手続を行い、保険料を納付していたはずで、夫は納付済みとなっているので未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に聴取したところ、結婚した際に申立人の義兄が婚姻関係の手続のほか、国民年金についても加入手続を行い、保険料は申立人の夫（昭和48年2月離婚）が納付してくれていたはずであると主張している。しかし、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、詳細が不明である。また、手続を行ったとされる義兄は既に死亡しているほか、保険料を納付したとする夫に確認したところ、「当時、自分の保険料は母親が納付してくれており、母が申立人の保険料も納付してきたかどうかは分からない。」としており、申立期間について保険料を納付していたことを裏付ける関連資料等も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和47年3月28日であり、申立期間①については、その当時国民年金に加入していなかったと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から同年11月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和49年9月に会社を退職した際、妻の出産が控えていたことから、A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してきたはずなので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の記号番号は、昭和59年2月以降にB市で払い出されており、社会保険庁のオンライン記録、B市の保有する被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳とも資格取得日は同年3月21日となっている。

また、申立人に確認したところ、昭和49年9月にA市役所で国民年金の加入手続きを行ったとしているが、年金手帳をもらった記憶が無く、納付方法、金額についても記憶が無いとしている。

さらに、A市を管轄するC社会保険事務所において申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立期間に申立人に対して国民年金手帳記号番号の払出記録は確認できない。

加えて、申立人の妻は申立期間に国民年金に未加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から41年2月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。国民年金手帳には、昭和40年3月29日資格取得となっており、それ以降、保険料を納付してきたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する昭和47年5月に発行された国民年金手帳によれば、申立人が国民年金に任意加入したのは40年3月29日と記載されている。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、昭和41年3月29日となっているほか、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿、前後の任意加入の国民年金被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳が払い出されたのは41年3月29日であることが確認できる。また、申立人は、その夫の退職を契機として国民年金に加入したとしているが、仮にそうであれば申立人の被保険者種別は強制加入となるほか、申立人の夫も申立期間において国民年金に加入しなければならないが加入した形跡は無い。さらに、申立人の夫は申立期間中の40年6月に再就職し、厚生年金保険に加入しているが、その際に申立人が任意加入への被保険者種別の変更を行ったことをうかがわせる事情も見当たらないことも踏まえると、申立人の資格取得日は社会保険庁のオンライン記録の41年3月29日加入が正しく、国民年金手帳に記載されている40年3月29日は手帳更新の際の記載誤りと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年ごろから 45 年ごろまで  
昭和 35 年ごろから 45 年ごろまで、A 市 B 区にあった「C 牧場」に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無く、未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人には給与明細書等の資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、社会保険庁の記録では、C 牧場（所在地：A 市 B 区、代表者：D 氏）は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

一方、C 牧場と類似名称の事業所で、A 市 E 区に所在し厚生年金保険の適用事業所である F 牧場があるが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は当時の同僚として 3 名の名前を挙げているが、そのいずれの名前も F 牧場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらない。

加えて、申立人は、勤務していたのは、間違いなく B 区にあった C 牧場であり、E 区の F 牧場へは、搾った牛乳を納品していたとしている。

なお、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 3 月 20 日から 40 年 3 月 14 日まで  
②昭和 41 年 4 月 6 日から 42 年 3 月 9 日まで  
③昭和 42 年 4 月 1 日から平成 10 年 4 月 1 日まで

①の期間はA社に、②の期間はB社に、③の期間はC社に勤務して、通算して 527 月厚生年金保険に加入してきたのに、年金受給額が少なすぎる。標準報酬月額が改ざんされていると思われるので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった源泉徴収票（平成 9 年分）上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致しており、平成 9 年において申立人が主張する標準報酬月額の改ざんが行われていたと認めることはできない。

また、申立ての 3 事業所における標準報酬月額は、勤務期間とともに漸増しており、申立人の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できず、申立人以外の従業員の標準報酬月額と比較しても特に不自然な点は見られない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 1 月から同年 7 月まで  
②昭和 39 年 9 月から 41 年 10 月まで

昭和 36 年 1 月から同年 7 月まで A 社に、39 年 9 月から 41 年 10 月まで B 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無く、未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人には給与明細書等の資料は無く、両事業所とも申立人によれば既に倒産しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、社会保険庁の記録では、A 社（所在地：C 市、代表者不明）、B 社とも厚生年金保険適用事業所として確認できない。

さらに、申立人は当時の同僚として A 社に勤務していたとしている 2 名の名前を挙げているが、既に死亡しており、当時の状況等を確認できない。

加えて、申立期間を含む昭和 35 年 10 月から 36 年 6 月の間、申立人は国民年金に加入し、36 年 4 月から同年 6 月の間は国民年金保険料を納付している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。